会　　議　　記　　録

会議の名称	議会改革特別委員会
開催日時	令和８年１０月９日（金） 午前１０時００分から午前１１時５６分
開催場所	宮代町役場　議会室
出席委員の氏名	委員長　合川　泰治 委　員　丸山　妙子 福澤　和美 塚村　香織 田島　正徳 議　長　川野　武志 欠　席　野原　洋子 小島　あけみ
出席職員の職・氏名	議会事務局長　押田　昭浩 主　　幹　関根　雅治 主　　任　金子　尚子
会議の公開・非公開	■　公開　　□　一部公開　　□　非公開
一部公開又は非公開の理由	
傍聴の可否	■　可　　□　否
傍聴者の人数	0名
会議資料の名称	次第
記録の作成方法	□全文記録　　■要点記録
審議の内容	（１）議会ＢＣＰについて （合川委員長） 修正箇所等ご指摘願います。 ・意見なし 【決定事項】 ・案のとおりとなった。 ・議会運営委員会で審議をし、全員協議会で周知をする。 （２）議員報酬等の特例に関する条例について （事務局） ・前回の案に句読点、説明書き等の修正をした。内容の変更はなし。 （合川委員長） ご意見ありますか。 ・意見なし 【決定事項】

	・議会運営委員会で協議をし、全員協議会で周知、１２月議会で上程をする。 （３）議会のライブ配信について （合川委員長） ・委員の意見を伺います。 （福澤委員、塚村委員） ・住民課の前のロビーでパソコンを利用して録画配信をするのはどうか。 （田島委員） ・ライブ配信だと暫時休憩も流すことができる。ロビーでのライブは可能か。 （事務局） ・録画配信をインターネット配信している。ロビーでの中継は有線を這わせる必要がある。ライブのインターネット配信をする際は委託契約のため予算を計上する必要がある。 （田島委員） ・ライブ配信を希望する。実施のため予算要求はして欲しい。 ・仮の予算要求はできるのか。 （事務局） ・ライブ配信を決定されないと要求はできない。 （丸山委員） ・ライブ配信は重要である。 （田島委員） ・ロビーで録画を流す際は専用のパソコンを購入する必要があるか。 （事務局） ・モニターに日時をセットし流すだけで端末を購入しなくても流すできる。 【決定事項】 ・ライブ配信の実施については来年度以降の録画放送中継を引き続き検討していく。 （４）議会の運営に関する基準について （合川委員長） 事務局から説明願います。 （事務局） ・宮代町議会の運営に関する基準は町村議会で策定のものを参考に当町に合うよう追加修正をした。５２を修正し、５３、５４を追加した。１００以上の条文を一条ずつ確認していく必要がある。 （田島委員） ・会議規則を変更するために必要な基準なのか。本会議で議決する必要はあるのか。 （事務局） ・会議規則を変える必要はない。規則の元になる基準がないので作成をする。議決の必要はない。

	・７７、７８、７９を例にすると、該当する規則は５０条、５１条５７条となる。基準を作成している自治体はある。 （丸山委員） ・６２の「適当ではない。」とは何か。 （事務局） ・該当する方を排除することはできないという意味である。 （田島委員） ・動議はどこに該当するのか。 （事務局） ・２６，２７にあたる。 【決定事項】 ・次回以降引き続き協議する。 （５）議会ハラスメント根絶条例アンケート結果からの検証について （田島委員） ・職員の窓口対応と特定の女性議員につきまといについては。 （合川委員長） ・３０分ごとに各課を回ること、むやみにつきまとわないようにするにはどうすればよいか。 （福澤委員） ・パーソナルスペースを守るにはどうか。 （塚村委員） ・男性でも女性でも近づきすぎるのは問題がある。条例改正を必要がある。 （合川委員長） ・まずは執行部への対応から協議します。 （塚村委員） ・対応時間は午前１２時まで午後４時までとすることを徹底する。 （合川委員長） ・対応していることを公にお知らせしていきたい。 （田島委員） ・取手市ではカスハラをしたら別室に通し録音、録画をしている。 （塚村議員） ・条文を追加し、文言を入れる際には同じ話の繰り返しをしないこととする。 （合川委員長） ・議会として組織的に対応してもらえるよう執行部に申し出ることも考えていきたい。 ・特定の女性議員へのつきまといについてはいかがか。 （田島委員） ・議会議員政治倫理条例に違反している言動がある。 【決定事項】 ・議会としての対応案を委員長一任で作成する。次回以降引き続き協議する。

	（６）その他 １２月の開催日について 【決定事項】 １２月の開催日は１２月１４日（月）１０時からとする。
その他必要事項	